

平成22年度 税制改正要望事項

財 務 省

平成21年11月6日

平成22年度 税制改正要望事項

財務省

1 円の国際化及び金融・資本市場の活性化に係る措置（金融庁等からも要望）

（1）非居住者等が受け取る公社債の利子等に係る非課税措置の簡素化・拡充

【所得税・法人税／拡充】

（2）非居住者等が受け取る民間国外債等の利子等に係る非課税措置（適用期限：

22年3月末）の恒久化【所得税・法人税／拡充】

2 特定輸出貨物の運送等に係る措置

特定輸出貨物（AEO輸出貨物）に係る役務の提供に課される消費税の免除

【消費税等／拡充】

3 酒類に関する措置

ビールに係る酒税の税率の特例期間の延長【酒税／継続】

4 その他の税制措置

（1）金融商品間の損益通算の範囲拡大に向けた必要な税制上の措置（金融庁からも要望）【所得税・個人住民税／新規】

（2）試験研究等を目的とする独立行政法人への寄付金に係る指定寄付金制度の創設（文科省等他府省からも要望）【所得税・法人税・法人住民税・事業税／新規】

平成22年度税制改正要望事項一覧

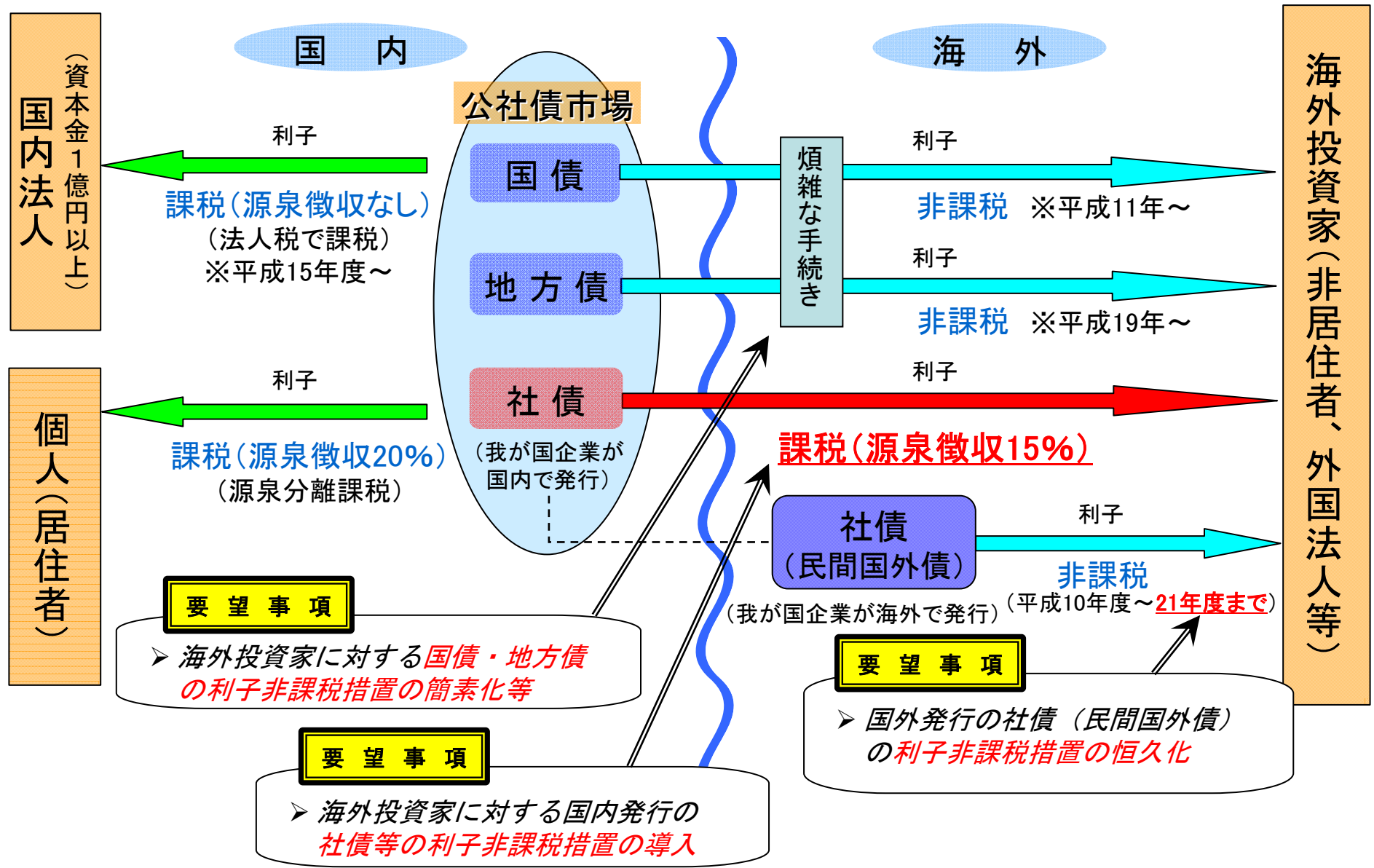
(単位:百万円)

	項 目 名	減収見込額 (国税)	減収見込額 (地方税)
	(税 目)		
1(1)	※ 非居住者等が受け取る公社債の利子等に係る非課税措置の簡素化・拡充	-	-
	国税(所得税、法人税)、地方税(なし)	(-)	(-)
1(2)	※ 非居住者等が受け取る民間国外債等の利子等に 係る非課税措置(適用期限:22年3月末)の恒久化	-	-
	国税(所得税、法人税)、地方税(なし)	(-)	(-)
2	特定輸出貨物(AEO輸出貨物)に係る役務の提供に課 される消費税の免除	-	-
	国税(消費税)、地方税(地方消費税)	(-)	(-)
3	ビールに係る酒税の税率の特例期間の延長	-	-
	国税(酒税)、地方税(なし)	(▲ 400)	(-)
4(1)	※ 金融商品間の損益通算の範囲拡大に向けた必要 な税制上の措置	▲1,736 (注)	▲579 (注)
	国税(所得税)、地方税(個人住民税)	-	-
4(2)	※ 試験研究等を目的とする独立行政法人への寄付金 に係る指定寄付金制度の創設	-	-
	国税(所得税、法人税)、地方税(法人住民税、事業税)	(不明)	(不明)
	合計	0	0
		(▲ 400)	(0)

(注)この減収見込額に対応する財源については、金融庁において施策全体として増収となると整理しており、その中で充当されるものである。

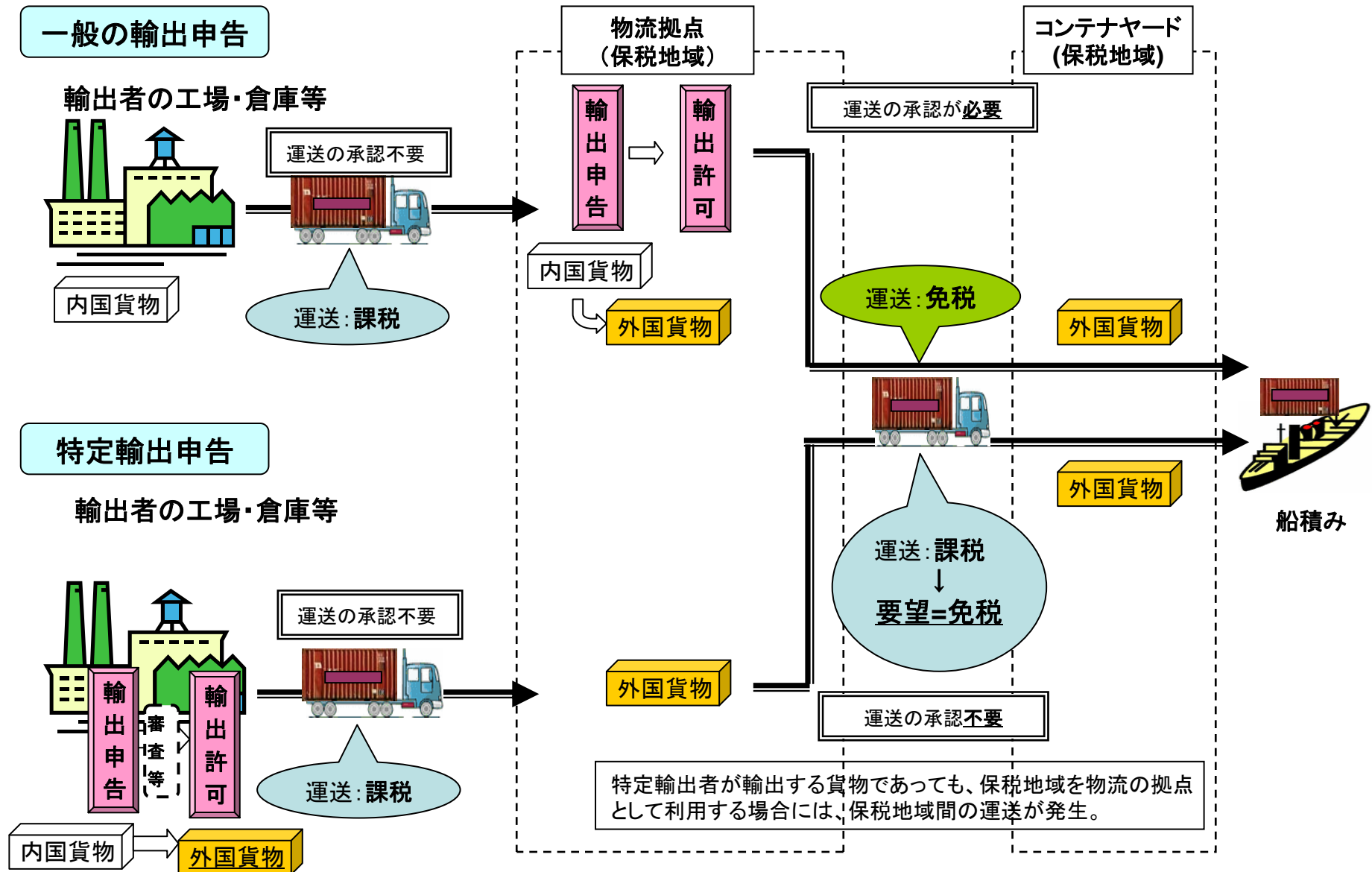
円の国際化及び金融・資本市場の活性化に係る措置

我が国公社債の利子課税の概要



特定輸出貨物の
運送等に係る措置

消費税の輸出免税措置の対象となる運送（現状と要望）



ビールに係る酒税の税率の特例

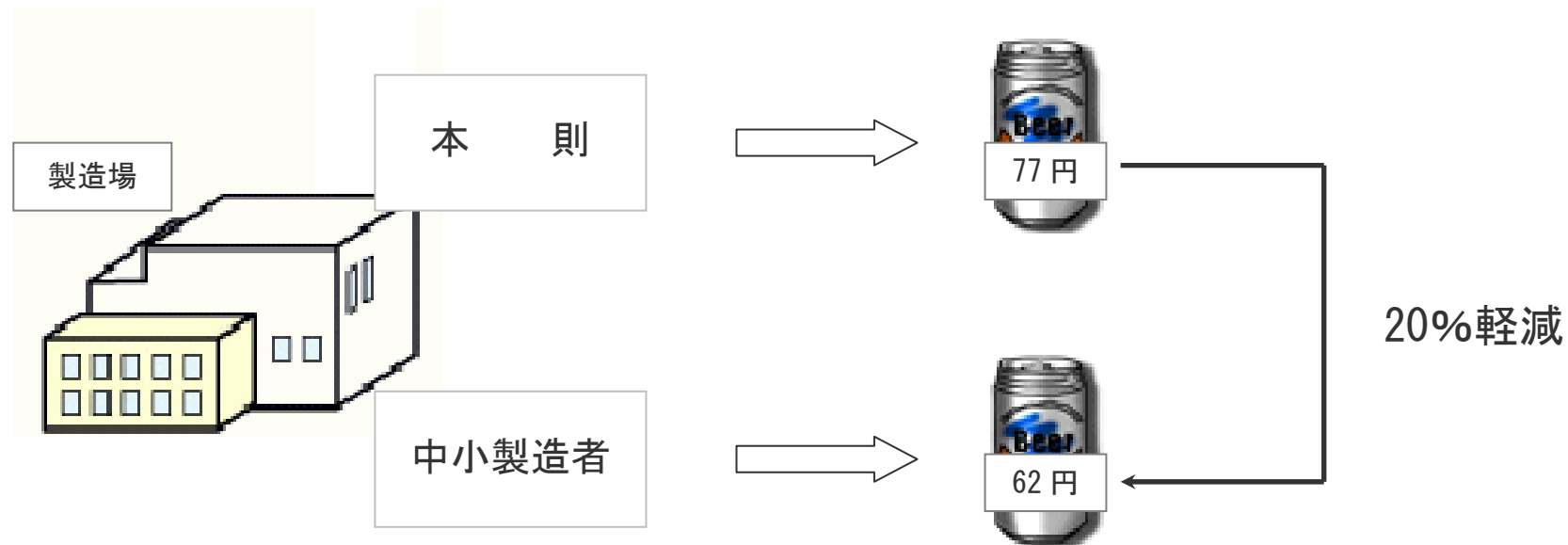
(概要)

- 1 適用対象者 前年度の課税移出数量が1,300kl以下のビールの製造者
- 2 軽減内容 当年度の課税移出数量のうち200klまでのものについて、酒税を軽減
- 3 軽減割合 20%
- 4 適用期間
 - ① 平成17年4月1日から平成22年3月31日までに初めてビールの製造免許を取得した者
⇒ 当該免許取得の日から5年間
 - ② 平成17年3月31日以前にビールの製造免許を取得した者
⇒ 平成22年3月31日まで

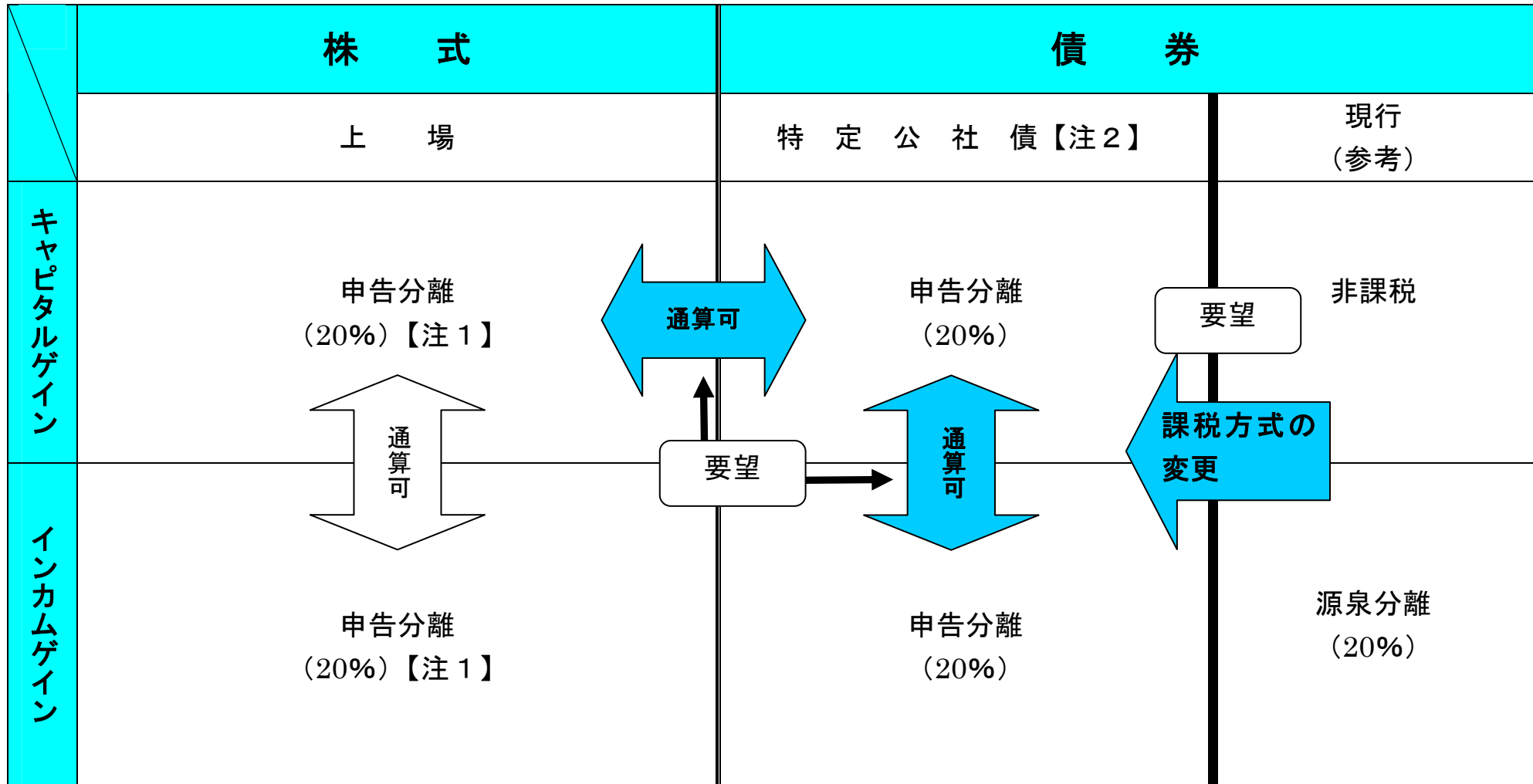
税目：酒税

適用期限：平成22年3月31日

(例) ビール(350ml)の酒税負担



株式と債券の損益通算の相関図（概要）



【注1】 上場株式等の譲渡所得等及び配当等に係る税率は、平成23年末まで10%（個人住民税3%を含む）の軽減税率が適用されている。

【注2】 特定公社債とは、①国内で発行される現物債（転換社債を除く）、②発行時に源泉徴収される割引債（転換社債を除く）以外の債券をいう。

法人が行う寄附に対する課税の取扱い

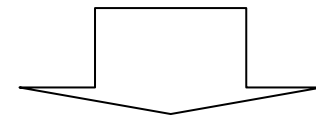
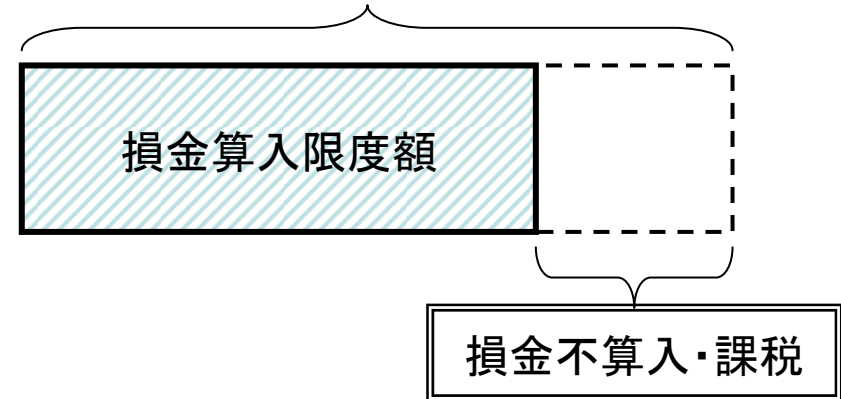
独立行政法人への寄付金に係る指定寄付金制度の創設

寄附金の種類	損金算入額
国・地方公共団体 に対する寄附金	全額
指定寄附金	
特定公益増進法人 に対する寄附金	損金算入限度額の 範囲内(注)
一般寄附金	損金算入限度額の 範囲内

(注1) 損金算入限度額
 $(\text{所得金額の}5.0\% + \text{資本金等の額の}0.25\%) \times 1/2$
 * 平成20年度に、2.5%→5.0%に引上げ
 (注2) 一般寄附金の限度枠とは別枠で同額まで認められる

(現行)

法人から独法に対する寄附金



(要望: 指定寄附金)

法人から独法に対する寄附金

